

S H O W A H O U J I N K A I

公益社団法人

昭和法人会 会報

'23 | 09 207号



写真／大山 鍵掛峠（鳥取県日野郡江府町）
撮影／昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

【主な記事】

- 第2回通常総会 (P1～3)
- 昭和税務署人事異動 (P4～5)
- 新署長・副署長・統括官インタビュー (P6～9)

公益社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和5年9月20日発行



大山寺の細道（鳥取県西伯郡大山町）
撮影／昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

CONTENTS

-
- 1～3 第2回 通常総会
-
- 4～5 昭和税務署人事異動
-
- 6～9 新署長・副署長・統括官インタビュー
-
- 10～11 青年部会コーナー
-
- 12～13 女性部会コーナー
-
- 14 初級簿記教室／初任者税務研修会
-
- 15 新設法人説明会／税務研修会「税制改正の実務ポイント」
-
- 16 市内9法人会合同経済講演会／確定申告期の街広報活動
-
- 17 愛知ブロック連絡協議会講演会／税務署一般教養研修
-
- 18 支部合同狂言鑑賞会／名古屋市内ブロック経営講演会のご案内
-
- 19 「講演会と演奏会」のご案内／当面の行事予定
-
- 20～27 税務署だより
-
- 28～29 県税広報
-
- 30～31 市税広報
-
- 32 インターネットセミナーのご案内／編集後記
-
- 33 福利厚生制度のご案内
-

第2回 通常総会

令和5年6月5日(月) ●メルパルク名古屋



6月5日(月)メルパルク名古屋において1,929名(実出席138名、委任状1,791名)の正会員の参加を得て、第2回通常総会を開催しました。

当会は、令和4年4月1日付で、公益社団法人としての認定を受け、初めての決算期を迎えた通常総会となりました。

総会議長は、定款の規定により伊藤会長が務め、審議事項として、〔第1号議案〕令和4年度決算報告承認の件、及び〔第2号議案〕役員選任案承認の件が上程され、それぞれ満場一致により議案は承認されました。

その他、報告事項として「令和4年度事業報

告」「令和5年度事業計画」並びに「令和5年度収支予算」も併せて報告を受け、その後、長年、法人会の会活動にご尽力され退任された方々に税務署長、愛知県連会長及び昭和法人会会長から感謝状が贈呈されました。

来賓として10名の皆様にご臨席賜り、コロナ禍前の華やかさを醸し出していただくとともに、昭和税務署長 松井保之氏、愛知県名古屋南部県税事務所長 金森清勝氏、名古屋市金山市税事務所長 後藤仁美氏及び昭和税務連絡協議会副会長(名古屋税理士会昭和支部長) 鈴木寿枝氏から、それぞれご祝辞をいただき総会は盛会裏に閉会しました。

会長挨拶

公益社団法人 昭和法人会 会長 伊藤敏宏

会長の伊藤でございます。

本日は、御多用の中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。公益社団法人 昭和法人会の第2回通常総会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。皆様には、日頃から当法人会の運営につきまして、格別の御支援・御協力を賜っており、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、時節柄、御多用の中、昭和税務署長様をはじめ、多数の御来賓の皆様にご臨席を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生してから、すでに3年を経過しました。先月、この感染症が2類感染症から5類感染症に引き下げられましたけれども、まだまだコロナの影響等が残っているかと思われませんが、少しずつ皆様の活動も活発になってきているかと思えます。当会の事業活動におきましても、3年前の通常の活動に戻っていくことを期待しているところでございます。

しかしながら、コロナ感染症は少し収まりつつありますけれども、ロシア・ウクライナ問題や米中問題があり、為替・金利も乱高下しております。また、株は少し上がっておりますけれども、物価が高騰し、皆様の生活あるいは人件費等に大きく影響を与えているという状況の中、皆様の企業活動にもとても大きく影響を及ぼしているところでありまして、経営自体が不透明でとても難しい時代ではないかと思えます。また、私たち企業経営者を取り巻く環境も、大変厳しい時期を迎えておりますが、何とか、こういったところを乗り越えるためにも、すぐに効果のある解決策が出てくる訳でもありませんが、皆様がいろいろな知恵を絞って、そして、皆様の情報共有の中で乗り越えていきたいと思っておりますし、何はともあれ、会員の皆様の健康と安全、企業の御繁栄を心からお祈りする次第であります。

ところで、当会は、昨年4月1日に公益社団法人としてスタートし、1年が経過いたしました。公益社団化で当会の組織形態は変わりましたが、事業運営につきましては、税知識の普及活動や地域での社会貢献に重点を置いた活動であり、これらの活動に大きな変化はございません。

後ほど、令和4年度の事業報告をいたしますが、



挨拶を述べる伊藤会長

この1年間の活動は、コロナ禍前の活動に近い取り組みができたのではないかと考えております。中でも、地域への社会貢献事業である講演会や演奏会などの事業につきましては、青年部会、女性部会、役員の皆様の御尽力をいただき実施することができ、当会の役割を地域社会に果たすことができたと思っております。

これらの事業運営につきましては、特に、事業のお忙しい中で御協力をいただいております役員の皆様が、ボランティアで法人会活動に御尽力をいただいております。改めて感謝申し上げますとともに、これから、一社でも多くの企業が我々の仲間に加わっていただき、一緒に活動できるようにしたいと思っておりますので、その点につきましても、御協力をよろしくお願い申し上げます。

今後とも、公益社団法人として、社会的な責任を果たすため、当会の良き伝統を継承しながら、会員数が約3千社という大きな企業の団体として、公益事業を推進してまいりたいと思っておりますので、今まで同様、それ以上の皆様の御理解と御協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日、御臨席いただきまして皆様の益々の御健勝と御繁栄を心より祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

《ご来賓の方々》

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ・昭和税務署 署長 | 松井 保之 様 |
| ・愛知県名古屋南部県税事務所 所長 | 金森 清勝 様 |
| ・名古屋市金山市税事務所 所長 | 後藤 仁美 様 |
| ・昭和税務連絡協議会 副会長(名古屋税理士会 昭和支部長) | 鈴木 寿枝 様 |
| ・昭和青色申告会 会長 | 前川 君憲 様 |
| ・昭和納税貯蓄組合連合会 会長 | 河合 昭典 様 |
| ・昭和間税会 会長 | 安藤 恵信 様 |
| ・一般社団法人愛知県法人会連合会 専務理事 | 山田 晴義 様 |
| ・昭和税務署 副署長 | 木下真紀子 様 |
| ・昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 | 梅山 竜樹 様 |



来賓の松井昭和税務署長



来賓の金森名古屋南部県税事務所長



来賓の鈴木昭和税務連絡協議会副会長
(名古屋税理士会昭和支部長)

《感謝状を受けられた方々》

- 〈昭和税務署長感謝状〉
 - ・安田智彦 前副会長 ・飯島良彦 前副会長
- 〈愛知県法人会連合会長感謝状〉
 - ・安田智彦 前副会長 ・飯島良彦 前副会長
 - ・加藤保彦 前専務理事
- 〈昭和法人会長感謝状〉
 - ・安田智彦 前副会長 ・飯島良彦 前副会長
 - ・大久保盛史 前理事 ・伊藤勲 前理事



感謝状を受け取る飯島前副会長



感謝状を受け取る大久保前理事

総会記念講演会

講師：放送作家・漫才作家 村瀬 健氏
 演題：『お笑い芸人に学ぶ！豊かな人間関係を築くためのコミュニケーション術』



盛況な記念講演会

第2回通常総会終了後、「総会記念講演会」を開催しました。
 講師に放送・漫才作家の村瀬健氏をお迎えし、講演していただきました。
 講演会の参加者は、総会参加者を大幅に上回る179名の方が参加され、講演会のみに参加された方も多数お見えになりました。
 村瀬先生は、『爆笑レッドカーペット』『キングオブコント』『エンタの神様』など、テレビやラジオの構成・ブレンに、放送作家として参加され、指導した芸人は2,000組を超えているとのこと、芸人譲りのテンポのいいお話しでした。
 人間関係を築くためには、コミュニケーションが重要であり、中でも相手の話を「聞く」ことがとても大切で、目を見る、うなづく、あいづちを打つ、共感するという4つのテクニックを披露していただき、面白おかしく、参加者を飽きさせない絶妙な話術で分かりやすく講演いただきました。
 講演会の締めくくりには、参加者の方からの質問も受けていただき、参加者からは「あつという間の時間だった」とか「笑いながら学べた」といった感想が聞かれるとともに、コミュニケーションは、中小企業経営者にとっても、社内・社外で常に必要なものであると感じ、今後のコミュニケーションの取り方などに大変ためになるお話で、とても有意義な講演会となりました。

昭和税務署人事異動

新編成（幹部職員）敬称略
令和5年7月10日付

着任のご挨拶

昭和税務署長
佐合一信



公益社団法人昭和法人会の会員の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、名古屋国税局調査部次長から昭和税務署長を拜命いたしました佐合一信でございます。

前任の松井同様、よろしく願い申し上げます。

貴会は、昭和25年4月の設立以来、よき経営者を目指す方々の団体として、これまで税務研修会の開催のほか、次世代を担う子どもたちを対象とした租税教室への講師派遣や「税に関する絵がきコンクール」の実施など様々な行事や研修会を開催し、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努められるとともに、伝統芸能鑑賞会、演奏会及び講演会などの社会貢献事業に取り組まれており、税務行政に携わる私どもといたしましても誠に心強く感じております。これもひとえに、伊藤会長をはじめ役員の皆様、会員の皆様並びに事務局の皆様の御熱意と御尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第です。

また、昨年4月に公益社団化され、これまで以上に社会的信用を得て、公益性の高い魅力ある事業活動を通じて地域企業及び社会の健全な発展に貢献されるものと期待するところであります。

私どもといたしましては、税務研修会への講師派遣や貴会が開催する各種イベント、租税教育活動への参画など、積極的に支援させていただき所存であります。

ところで、近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広がっています。税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続きの簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。

今後、アフターコロナの時代に移る中でも、こうした意義のある税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを更に前に進めていくため、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化等」のほか、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて施策を進めていきます。

また、令和5年10月1日から消費税の「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が導入されます。このインボイス制度の円滑な導入のためには、事業者の皆様には制度の理解を深めていただいた上で、準備を進めていただくことが重要であることから、税務署主催の説明会や登録要否相談会を開催するとともに、登録の要否を検討する事業者の皆様が自身の事業実態を踏まえて適切に判断できるよう個別の相談を充実するなど、個々の事業者に寄り添いながら周知・広報を進めてまいりますので、法人会の皆様におかれましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



筆頭副署長
西川英宏



副署長
宇野浩二

役職名	氏名	前役職
署長	佐合一信	調査部 次長
筆頭副署長(総務・管運・徴収担当)	西川英宏	関東信越派遣国税庁監察官
副署長(個人・資産担当)	宇野浩二	福岡国税不服審判所 副審判官
副署長(法人担当)	木下真紀子	(留任)
特別国税徴収官(管運)	伊藤直樹	総務部 税務相談室 主任相談官
特別国税徴収官(徴収)	岩本浩伸	(留任)
筆頭特別国税調査官(所得)	杉研志	名古屋中村署 特官(所)
筆頭特別国税調査官(資産)	今原政久	(留任)
筆頭特別国税調査官(法人)	菅井秀幸	岐阜北署 筆頭特官(法)
(総務課)		
総務課長	増田貴文	中津川署 総務課長
総務課長補佐	安藤武志	(留任)
総務係長	野々村彰人	昭和省 総務課 会計係長
会計係長	鬼塚亜弥	半田署 個人課税二部門 国税調査官
(管理運営部門)		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	澤浦裕貴子	徴収部 管理運営課 連絡調整官
管理運営第二部門 統括国税徴収官	古田敬喜	(留任)
管理運営第三部門 統括国税徴収官	竹内真司	(留任)
管理運営第四部門 統括国税徴収官	清水貴美子	半田署 管理運営三部門 統括官
管理運営部門 連絡調整官	有馬明子	名古屋北署 総務課 課長補佐
(徴収部門)		
徴収部門 統括国税徴収官	車田健	(留任)
(個人課税部門)		
特別国税調査官(所得)	河合晃次郎	刈谷署 筆頭特官(所)
特別国税調査官(所得)	山田豊	(留任)
特別国税調査官(所得)	根来敏文	千種署 特官(所)
特別国税調査官(所得)	川原裕司	(留任)
特別国税調査官(所得)	後藤俊彦	(留任)
特別国税調査官(所得)	辻睦巳	中津川署 個人課税二部門 統括官



副署長
木下 真紀子



法人課税第一統括官
山吉 浩司

役職名	氏名	前役職
特別国税調査官(所得)付 連絡調整官	浄土 幸江	中川署 総務課 課長補佐
個人課税第一部門 統括国税調査官	山田 博隆	多治見署 個人課税一部門 統括官(留任)
個人課税第二部門 統括国税調査官	松谷 靖博	掛川署 個人課税二部門 統括官
個人課税第三部門 統括国税調査官	林 敦	名古屋北署 個人課税四部門 統括官
個人課税第四部門 統括国税調査官	佐橋 智樹	中川署 個人課税三部門 統括官
個人課税第五部門 統括国税調査官	岩田 祥孝	大阪局 総務部企画課(センター)主任管理官
個人課税第六部門 統括国税調査官	鈴木 千絵	刈谷署 個人課税部門 審理専門官(留任)
個人課税部門 審理専門官	伊藤 利孝	
個人課税部門 連絡調整官	清水 洋二	
(資産課税部門)		
特別国税調査官(資産)	安井 賢治	岐阜北署 資産課税一部門 統括官(留任)
特別国税調査官(資産)	高橋 秀樹	課税一部 資産課税課 実務指導専門官
資産課税第一部門 統括国税調査官	加藤 順子	浜松西署 特官(総)付 連調官
資産課税第二部門 統括国税調査官	板倉 雅晴	昭和署 資産課税部門 連調官
資産課税第三部門 統括国税調査官	藤原 和美	千種署 資産課税一部門 総括上席(留任)
資産課税部門 連絡調整官	小林 賢司	
(法人課税部門)		
特別国税調査官(法人)	河原 隆	総務部 税務相談室 相談官(留任)
特別国税調査官(法人)	岡田英一郎	
特別国税調査官(法人)付 連絡調整官	本多 光弘	伊勢署 法人課税一部門 統括官
法人課税第一部門 統括国税調査官	山吉 浩司	一宮署 法人課税二部門 統括官(留任)
法人課税第二部門 統括国税調査官	加藤 正通	
法人課税第三部門 統括国税調査官	大倉 義久	査察部 査察総括二課 査察情報技術専門官(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	清川 宗徳	
法人課税第五部門 統括国税調査官	小野 明敏	小牧署 法人課税五部門 統括官(留任)
法人課税第六部門 統括国税調査官	森 香	
法人課税第七部門 統括国税調査官	山口 由美	刈谷署 法人課税部門 審理専門官
法人課税部門 審理専門官	伊藤 賢治	名古屋西署 法人課税一部門 上席
法人課税部門 連絡調整官	後藤 祥子	

退任のご挨拶

前昭和税務署長
松井 保之



公益社団法人昭和法人会の皆様には、昨年7月に署長として着任して以来、短い期間ではありましたが、温かい御支援、御協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

私はこの度の定期人事異動により、昭和税務署長を最後に税務行政の第一線から退くことになりましたが、振り返れば昭和60年4月に名古屋国税局に採用されて以降、様々な仕事を経験させていただく中で、多くの方との出会いがあり、いずれの仕事も思い出深いものがあります。

その中でも、最後の年に昭和税務署で勤務できたことは、私にとりまして大変有意義であり、光栄に感じております。

昨年4月から公益社団法人昭和法人会として新たなスタートを切られましたが、昭和法人会としては創立以来70有余年の長い歴史の中、法人会の理念に基づき、正しい税知識の普及と納税道義の高揚を目的とした事業をはじめ、近年は公益性の高い事業推進を念頭に置いた、地域社会の健全な発展を目指した幅広い活動を積極的に展開され、これらの活動を通じて税務行政の円滑な運営に多大な貢献をしてこられました。

また、新型コロナウイルス感染症については、本年5月に第5類感染症に移行するまでの間、感染拡大防止策の観点から、事業活動にもその影響があるなか、高い感染防止策を講じた上で、税務・企業経営に関する研修会の開催、青年部会が中心となった児童・生徒への租税教室への講師派遣、女性部会が中心となった税に関する絵はがきコンクール作品募集事業など、積極的かつ、活発に事業を展開されました。

これらの活動は、私どもにとりまして誠に心強い御支援であり、その取組に対しまして心から感謝申し上げます。

さて、昨今の税を取り巻く環境は、経済取引のデジタル化やグローバル化の急速な進展、更に、本年10月からインボイス制度が導入されるなど、大きく変化しております。

このような中、私ども税に携わる者といしましては、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴収に努めるとともに、様々な課題に対応してまいりますので、昭和法人会の皆様方には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

1年間、お世話になり、本当にありがとうございました。

新署長インタビュー

INTERVIEW

●令和5年8月10日(木) 昭和税務署 署長室



新署長 佐合一信氏

〈プロフィール〉

佐合一信 (さごう かずのぶ)

生年月日 昭和38年生(60歳)

出身地 岐阜県

職歴

昭和57年4月 名古屋国税局採用
平成25年7月 熱田税務署 特別国税調査官(開発調査担当)
平成27年7月 三島税務署 副署長
平成29年7月 名古屋国税局 調査部 特別国税調査官
平成30年7月 名古屋国税局 調査部 統括国税調査官(調査第10部門)
令和元年7月 児島税務署長(広島局)
令和2年7月 名古屋国税局 調査部 調査総括課長
令和3年7月 名古屋国税局 調査部 調査管理課長
令和4年7月 名古屋国税局 調査部 次長
令和5年7月 昭和税務署長(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

出身地は、岐阜県美濃加茂市で現在も住んでいます。美濃加茂市は、人口5万7千人ほどの市ですが、人口の減少がなく、医療機関も多いなど、割と住みやすい所だと思っています。

現在の通勤時間は、1時間50分ほどかかりますが、今までも名古屋市内勤務が多く今年で26年目となりますので、あまり苦にすることはありません。

娘は2人いますが、ともに既婚者で家から出ています。3歳と1歳の孫がおり、たまに来て一緒に遊んでくれるのを楽しみにしています。

趣味は、アマゴ、ヤマメ、イワナを狙う溪流釣りを30年以上続けており、最近では、フィールドを足場の良い本流に移して、毎年、大物が簡単に釣れる場所はないかと探しています。

他には、運動不足解消のために下手なテニスをしています。定期的な保健指導の対象とされてしまっています。

2 昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和税務署勤務は、初めてとなります。名古屋市内に9つの税務署がありますが、その中で最も人口が多く、面積も最も広く、大学が多いなど、文教地区として若者の多い街であるほか、ジブリパークが話題となるなど、活力があり、勢いを感じます。

また、住宅街や商店街が立ち並び、快適性と利便性の高い地域であるとともに、西部地区は、モノづくりの事業所、工場が立地し、東部地区は大型商業施設が出店をするなど発展を続ける地域との印象が強いです。

3 これまで国税局調査部、岡山県児島署長など、要職を勤められておられますが、この度、昭和署長として着任され、署長として心掛けられていることや抱負などをお聞かせください。

署でも調査部でも、調査事務に従事することがメインでした。国税庁の任務の一つに「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」があるように、調査の根本は、適正かつ公平な課税であると思います。

正直者が馬鹿を見ないように調査をきっちりを実施することこそ、優良な納税者の皆様のためだと思いますので、調査も徴収も職員には使命感を持って取り組んでほしいと思っています。

また、署長として、人との出会いを大切に、慢心することなく、謙虚な気持ちで職務を行うよう、納税者の皆様の声に真摯に耳を傾けることが大切であると考えています。

4 若い職員が多いように思われますが、どのようなご指導をされますか。

何事もスケジュール感が大事であると思います。漫然と仕事をしては、進歩の機会を逸してしまいます。

「今日、何をするのか、何を目的とするのか、どこまでやるのか。」

「今週は、何をどこまでどうやってやるのか。」

計画や目的を持って仕事をすることは、結局はどのようにしたら、予定通りに目標を達成できるかを考えることとなります。

とにかく、スケジュール感を持って考えて行動する癖をつければ、必ず進歩があることを伝えたいと思っています。



インタビューの様子



訪問した広報委員会の面々

(左から)

広報委員 神谷 陽志
 広報委員 横井 直己
 広報委員 後藤 秀臣
 佐合署長
 広報委員長 吉田 英晃
 広報委員 川村 貴子

5 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などはありますか。

特にありませんが、人間だから悩むことも落ち込むこともあるので、去年の松井署長が「人間万事塞翁が馬」と言っておられました。私も一喜一憂することなく、何事も前向きに考えるようにしています。

署長室の机には、「人は笑うために生きるんやで」と習字で書いた紙を置いてあります。

誰の言葉かも分かりませんが、娘が学生時代に使っていたものをまねたもので、元気であるためには、笑いは必要であると思っています。仏頂面の署長にだけは、なっちはいけないと考えています。

6 過去に印象に残ったお仕事や勤務地などはありますか。

三島税務署の副署長として初めて単身赴任した時と広島局の岡山県倉敷市にある児島税務署の署長として赴任した時は、遠方の知らない地で仕事をするようになりましたが、人の温かさを実感しました。

今年が「一番印象に残った一年」と最後に言えるようにしたいと思います。

7 インボイス制度の実施が間近に迫っておりますが、消費税の確定申告に向け、取り組まれていることや納税者にお知らせしたいことなどはありますか。

署としても、インボイス制度が円滑に開始されるよう周知・広報を続けるとともに、「インボイス制度説明会」や「登録要否相談会」の開催を継続しております。インボイス発行事業者の登録要否の検討を行う事業者の方に対して、事業の実態に応じて丁寧に対応してまいります。

8 本事務年度の税務行政の運営に当たって、重要な課題はどのようなことでしょうか。

経済社会のデジタル化が急速に進展する中、「税務行政の将来像2.0」についても、時代の変化に応じて見直し、順次、アップデートされることとなっています。その中でe-Taxやキャッシュレス納付の利用拡大は、将来に向けての重要な基盤であり、着実に取り組んでいく必要があります。

まず、確定申告では、スマートフォンなどを利用したe-Taxでの申告を更に推奨していきたいと思っています。

また、キャッシュレス納付についても、法人会の会員企業の皆様に利用勧奨をさせていただきたいと考えています。

9 昭和法人会に期待されることはありますか。

私は調査部に約14年勤務し、大企業に対する調査事務をメインの仕事としてきましたが、調査部で近年行っている主要な取り組みの一つに、「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」があります。

税務に関するコーポレートガバナンス「税務CG」とは、税務について法人の代表者や経営責任者などが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することであり、税務当局間の国際会議などにおいても、納税者の税務コンプライアンス向上のためには、調査のみならず、税務CGの充実を重視するということが論議の潮流となっています。

大企業から企業グループや下請け企業の税務コンプライアンスに与える影響は大きいことから、大企業の税務コンプライアンスを高めることは、全体の税務コンプライアンスの維持・向上の観点から重要と考えられます。

昭和法人会におかれましても、法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」を基に、まさに税務コンプライアンスを高める活動として税知識の普及や納税道義の高揚を目的とした幅広い活動を展開され、約3,000社の会員企業のみならず、児童・生徒から大人まで幅広く社会全体に働きかけをいただいています。国だけでは成しえない大きな力であり、今後も積極的な活動を期待しております。

10 法人会会員にメッセージがありましたらお願いいたします。

国の機関の外部団体は、業界団体となる場合が多いのですが、税務署の外部団体である法人会は、業種にとられない幅広い企業の方たちの集合体であり、規模も他団体に比べて大きく、組織力のある誇らしい団体であると思っています。

伊藤会長をはじめ役員の皆様、会員の皆様並びに事務局の皆様のご熱意あふれる活動に敬意を表すばかりです。今後も魅力あふれる事業活動を展開されますことを期待しております。

微力ながら、私どもも積極的に支援させていただく所存でございます。

副署長インタビュー

●令和5年8月10日(木) 昭和税務署 副署長室

INTERVIEW



副署長 木下 真紀子 氏

〈プロフィール〉

木下 真紀子 (きのした まきこ)

職 歴

平成 4年 4月 名古屋国税局採用
平成15年 7月 名古屋国税局 浜松東税務署 法人課税部門
平成16年 7月 名古屋国税局 総務部 情報処理管理官付 主任
平成17年 7月 名古屋国税局 総務部 事務管理課 主任
平成18年 7月 国税庁 長官官房 企画課 主任
平成25年 7月 国税庁 長官官房 企画課 参事官付 監理第一係長
平成27年 7月 東京国税局 本所署 管理運営第二部門 統括官
平成29年 7月 国税庁 長官官房 広報広聴室 広報専門官
平成30年 7月 国税庁 長官官房 広報広聴室 課長補佐
令和 元年 7月 国税庁 長官官房 厚生管理官付 管理官補佐
令和 4年 7月 昭和税務署 副署長

1 昨年もお聞きしましたが、出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

出身地は、静岡県浜松市北区三ヶ日町で、奥浜名湖と呼ばれる地域です。

浜松市中心部まで行くには、浜名湖の対岸となり、かなりの時間を要することから、学生時代は、三ヶ日インターから浜松西インターまで東名高速道路を利用して浜松駅まで時短で運行する、急行バスで通学していました。当時、このバスは、通常の路線バス仕様ではなく観光バス仕様で、降車ボタンも料金箱もありません。

町内のバス停で学生を乗せ、三ヶ日インターに入るタイミングで、紙ばさみに挟まれたバス停名(降車)の一覧表が前の席から順に回覧され、自分が降りるバス停の欄に鉛筆で「正」の字を記載していくというアナログな仕組みでしたが、快適に通学することができました。

東京湾アクアラインのように、三ヶ日町から浜松市中心部まで地下トンネルが開通することを切に願っております。

2 管内の印象は、着任された時と比べて変わりましたか。

着任当初は、文教地区、住宅地ということで、もの静かな街をイメージしていましたが、次々と新しい商業施設が建設されていたり、昔からある商店街もリニューアルされて生まれ変わっていたり、現在は、活気があって若々しく賑やかな地域だなと感じています。

3 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などはありますか。

1年から2年のスパンで、まったく未経験の仕事へと異動する状況を繰り返してまいりましたので、どのような仕事であっても、やってできないことはないと思う「耐性」ができました。

また、仕事が楽しいか否かは、その内容ではなく、その時一緒に働くメンバーだと思っています。どんなに仕事が厳しくても、上司・同僚が良ければ、受けるダメージが軽減します。私自身も、一緒に働く周囲の職員に自分もあの人と一緒に仕事ができたから良かった、楽しかった、辛かったけれど頑張ることができたなどと思ってもらえるよう心掛けています。

4 昨年お話しいただいた国際交流以外に、ご紹介いただける印象に残っているお仕事や勤務地はありますか。

東京国税局管内の本所税務署(東京都墨田区)で2年勤務しました。

最寄り「東京スカイツリー駅」です。その好立地のため、仕事帰りに、「東京ソラマチ」で買い物をしたり、隣接する「すみだ水族館」の年間パスポートを購入し、魚を眺めてストレスを癒やしてから、帰宅することもできます。

私が勤務していた当時は、税務署庁舎の屋上に巨大なイータ君の絵が描かれていて、東京スカイツリーの展望フロアから眺望を楽しむ方々にe-TaxをPRしていました。

5 昭和税務署の勤務は、2年目になりますが、今年の抱負はありますか。

法人担当副署長2年目ということで、昨年の経験を活かし、より充実した1年を過ごしたいと思います。

6 昨年1年間お付き合いいただきましたが、昭和法人会にアドバイスしていただくこと、また、今後に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、各種講演会など様々な社会貢献活動を実施されているところ、更に、税務・税法研修会、租税教室への講師派遣や確定申告の街宣広報、税に関する絵はがきコンクールの募集活動など、税知識の普及、税の啓発活動にご尽力いただいております。心から感謝申し上げます。

引き続き、租税教室や税に関する講習会等の開催等にご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

法人課税第一統括官インタビュー

●令和5年8月10日(木) 昭和税務署 事務室

INTERVIEW



法人課税第一部門 統括国税調査官 山吉 浩司 氏

(プロフィール)

山吉 浩司 (やまよし こうじ)

職 歴

平成 5 年 4 月 名古屋国税局採用
平成25年 7 月 名古屋国税局 課税第二部 統括国税実査官付 実査官
平成27年 7 月 名古屋国税局 総務部 総務課 総務第二係長
平成29年 7 月 名古屋北税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
平成30年 7 月 名古屋国税局 課税第二部 資料調査第一課 主査
令和 2 年 7 月 名古屋中税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
令和 3 年 7 月 松阪税務署 法人課税部門 統括国税調査官
令和 4 年 7 月 伊勢税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
令和 5 年 7 月 昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

三重県菰野町出身です。御在所岳の麓で育ちました。名古屋と比べると寒い地域で、雪の多い年は膝が埋まるくらい雪が積もることがあります。現在は四日市市から2時間弱かけて通勤しています。家族は妻と子ども3人で、子どもは3姉妹で大学生・社会人・高校生です。

趣味はスポーツ観戦です。プロ野球やJリーグなどのプロスポーツも観戦していますが、高校野球やインターハイなど学生スポーツも好きです。中学時代に部活動で陸上競技を経験したこともあり、駅伝やトラック競技などテレビ中継などで観戦しています。夏はインターハイや全国中学、秋から冬にかけては駅伝やマラソンを観戦しています。

2 昭和税務署に着任され、昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和税務署の印象は、まず、「職員の数が多い」という事に尽きます。直前が伊勢署や松阪署といった比較的規模の大きくない署に勤務していましたので、職員顔と名前を覚えることに苦労しています。

また、管内の印象は、丘陵地区に広がる閑静な住宅街と多くの大学などがあり「若者の街」という印象を持っています。これから法人会の皆様に地域の良いところを教えてください、管内の魅力を勉強したいと思います。

3 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などはありますか。

「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」です。税務調査では様々な業種業態の会社に伺います。調査で対応していただく方々は皆さんプロフェッショナルで業界用語など知らないことばかりです。そのようなときに「知ったかぶり」をしていては、見えるものが見えなくなったりして調査が上手く進まなくなってしまいます。ですから「私、このことについては素人なので詳しく教えてください。」と素直に言えるように心掛けています。

4 過去に印象に残ったお仕事や勤務地などはありますか。

印象深いのは、国税局の課税第二部資料調査課で主査という役職で従事した仕事です。この部署は、複雑・困難・広域・複数税目等の観点から問題のある法人に対して、管轄する税務署の職員と合同で法人税等の調査をする部署です。事前通知なしに調査に着手することがあり、局員・署員あわせて40名くらいで着手した事案の責任者になった際は緊張しました。調査に参加した皆の協力があって無事に終結した際の達成感は格別でした。

5 昭和税務署に勤務する上で抱負などはありますか。

近年、税務の職場も若手職員が増えてきており、昭和署の法人課税部門においても約35%は職場経験4年目以下の若い職員になります。将来の職場を背負って立つ若手人材の育成に力を入れていきたいと考えています。

具体的には「とにかく多く経験させる」ということと「待つこと」を意識していきたいです。税務署の業務は電話や来署による質問などの対応や税務調査など、人と会話をしてコミュニケーションをとるということが重要になってきます。そのため、若手職員が多くの業種業態の調査を経験できるよう心掛けていますし、調査においては黙って帳簿と帳票類の突合に終始することなく、相手と話をしながら進めるよう指導しています。また、経験の浅い職員に担当させた仕事については、思うように進んでいなくても、すぐに答えを教えるのではなく、考えさせるようにしています。短期的には時間がかかるかもしれませんが、結果的には能力が伸びると思うので伸びしろに期待して我慢しています。

6 昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会の皆様におかれましては、大変お忙しい中、各種事業に活発に取り組んでいただいております。特に「税に関する絵はがきコンクール」や租税教室への講師派遣など、租税教育に大変ご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが「5類」に移行したことにより、区民祭りなどのイベントでの社会貢献活動も準備を進めているとお聞きしております。皆様の力を合わせ盛大に開催されることを期待しております。

■ 第2回通常総会

令和5年4月25日(火) メルパルク名古屋

青年部会は、4月25日(火)午後5時から、メルパルク名古屋において「第2回通常総会」を開催しました。

今年の総会は、出席者37名、委任状13名の合計50名の参加で、総会は有効に成立しました。

議案の審議では、後藤部会長が議長となり、第1号議案「令和4年度事業報告及び決算」、第2号議案「令和5年度事業計画及び収支予算」、第3号議案「役員選任案」がそれぞれ上程され、いずれも満場一致で承認可決されました。

その後の役員会で、新部会長に(株)エバの江場大二氏が選任され、後藤秀臣氏から青年部会長をバトンタッチしました。江場新青年部会長は、後藤前部会長の下で副部会長として得た経験を生かして、部会長という大役を務め上げたいと抱負を述べました。

総会の締めくくりに、この総会にて卒業される3名の部会員に対して記念品が贈呈され、総会は盛会裏に閉会しました。



挨拶を述べる後藤青年部会長



江場新部会長へのバトンタッチ

■ 拡大推進教養講座

令和5年1月25日(水) ラグナススイート名古屋

●講師／女優 佐藤 奈織美 氏

●演題／『ホントに分かってる？「税」のこと～法人会・青年部会の魅力～』



講師の女優 佐藤奈織美氏

青年部会では、1月25日(水)午後5時30分から、中区錦三丁目のラグナススイート名古屋にて「拡大推進教養講座」を4年振りに開催しました。

この教養講座は、青年部会対象の青年企業家の横の連帯を広げるため、新規の青年部会入会予定者も含め、ともに講演を聞き、その後懇親を深めることを目的としており、法人

会をよく知らない方や紹介を受けた方なども多く参加していただき、法人会の活動、特に青年部会の活動をご理解いただくために開催しているものです。

今年は、講演会の講師として、女優であり法人会の広報大使としてご活躍されている佐藤奈織美氏をお招きし、『ホントに分かってる？「税」のこと～法人会・青年部会の魅力～』と題して、講演していただきました。広報大使としてのご経験を踏まえ、法人会・青年部会の素晴らしいところや果たしている役割などを明るく分かりやすく説明していただきました。

入会予定者にも参加していただき、懇親を深めるとともに、横の連帯も広げられる有意義な講座となりました。



挨拶を述べる後藤青年部会長

租税教室

令和5年5月9日(火) 瑞穂区 高田小学校
令和5年6月8日(木) 瑞穂区 御劔小学校
令和5年6月14日(水) 昭和区 村雲小学校
令和5年6月19日(月) 昭和区 八事小学校
令和5年6月21日(水) 昭和区 鶴舞小学校



御劔小学校での租税教室

青年部会では、毎年、「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として租税教室の講師を派遣しています。この活動は青年部会員が講師となり、次世代を担う管内の小学生に税がこの社会で果たしている役割を正しく理解し、関心を持っていただく

ため実施しているものです。

本年度は、小学校の第1学期に、5校で延べ8講義260名を対象に開催しました。

講師として派遣される青年部会員は、事前に税務署主催の講師養成研修を受講するとともに、青年部会で独自に模擬租税教室を実施するなど、しっかり準備をして臨んでいます。

授業を受けた児童たちは、皆、真剣な眼差しで講師の話を聞いてくれており、税の大切さを理解してくれました。また、授業の中で1億円分に相当する約10kgの模造札束を抱えてみるコーナーも設け、見ることも触ることも初体験で、「税の重み(?)」を体感して歓声を上げていました。

青年部会では、部会員全員が講師をできるようにすることを目標にしており、租税教育の講師を担うことにより社会貢献活動に励んでいます。

親睦ゴルフコンペ

令和5年6月8日(木) グレイスヒルズカントリー倶楽部

令和5年6月8日(木) グレイスヒルズカントリー倶楽部にて、恒例の親睦ゴルフコンペを開催いたしました。

青年部会恒例の年間行事の一つであり、今回は、本会役員の方々をはじめ、OB会員の先輩方にも参加していただき総勢19名のエントリーとなりました。天候が心配されましたが、当日は天気にも恵まれ、最後まで笑顔あふれる親睦ゴルフ大会となりました。初参加した会員もおり、プレーを通じて日頃なかなかできなかった会話も弾み、より良い交流の場となりました。来年も企画したいと思っておりますので、奮ってご参加いただきますようお願いいたします。



恒例の親睦
ゴルフコンペ

第2回通常総会

令和5年4月19日(水) メルパルク名古屋



挨拶を述べる山本女性部会長

女性部会は、4月19日(水)午後1時30分から、メルパルク名古屋において「第2回通常総会」を開催しました。

今年の総会は、出席者11名、委任状14名の合計25名の参加で、総会は有効に成立しました。

山本部会長が冒頭の挨拶で、この1年間を振り返り、恒例となった社会貢献事業「講演会と演奏会」をはじめ各種研修会等をおおむね計画どおり開催することができたが、来年度は新規部会員の参画を図り、中止したバス研修見学会を含め、新たなことにもチャレンジしていきたいと抱負を述べました。

議案の審議では、山本部会長が議長となり、第1号議案「令和4年度事業報告及び決算」、第2号議案「令和5年度事業計画及び収支予算」、第3号議案「役員選任案」がそれぞれ上程され、いずれも満場



松井昭和税務署長による総会記念講演会

一致で承認可決されました。

また、本会から伊藤会長に御挨拶を、来賓の昭和税務署長 松井保之様から御祝辞をいただき、総会に花を添えていただきました。

続いて、昭和税務署長 松井保之様による総会記念講演会を行いました。

松井署長様は、「身近な税の話題 ～国税組織の紹介～」というテーマで、いろいろな職場・職種での勤務経験を基に、国税の職場について分かりやすく説明していただきました。

参加者からは、普段聞くことができない貴重な話を拝聴し、国税の職場の大変さや幅広いことがよく分かったとの感想が述べられていました。

バス研修見学会

令和5年5月12日(金) 蒲郡つつじ祭り&岡崎城・八丁味噌の郷めぐり



3年振りのバス研修見学会

女性部会では、5月12日(金)、バス研修見学会を実施しました。このバス研修見学会は2年継続して企画したものの、コロナ禍にあってやむを得ず中止し、ようやく今回実施する運びとなりました。一般の参加者10名を含め、28名が参加しました。

あいにく、蒲郡のつつじ祭りは、温暖気候でタイミングが合いませんでしたが、今注目の岡崎城、そして八丁味噌の蔵を見学し、味噌が作られるまでの行程を蔵の担当者から説明していただき、味噌の良さを改めて感じました。

久しぶりのバス研修見学会でしたが、部会員間の懇親も深まり、充実したバス研修見学会になりました。

■ 「税務研修会」と「文化講座」

令和5年6月21日(水) サンモリッツ市民会館店



市川資産第一統括官の税務研修会

女性部会では、6月21日(水)、6月例会として「税務研修会」及び「文化講座」を中区金山のサンモリッツ市民会館店にて開催しました。

第一部の「税務研修会」では、昭和税務署の市川資産課税第一統括官を講師にお招きして、「遺産相続と生前贈与～令和5年税制改正を踏まえて～」と題して、相続税及び贈与税の基礎から知っておく必要のある改正税法まで、とても分かりやすくお話しい



文化講座「今里哲おしゃべりシャンソン」

ただきました。短い時間でしたので、部会員からもっと詳しく聞きたいという声が上がっていました。

第二部の文化講座「今里哲おしゃべりシャンソン」では、シャンソン歌手の今里哲氏、ピアノ奏者の山下力哉氏をお迎えしました。すばらしいシャンソンとピアノ演奏、そして笑いあふれるお話しに耳を傾け楽しい時間を過ごしました。

■ 税務研修会

令和5年7月26日(水) 名古屋市公会堂

女性部会は、7月26日(水)午後1時30分から、名古屋市公会堂において「7月例会・税務研修会」を開催しました。

7月例会の中で、7月10日付で、昭和税務署法人課税第一部門統括国税調査官として赴任された山吉浩司様をお迎えし、税務研修会を開催しました。

山吉第一統括官様は、「あの日のこと」と題してお話をしていただきましたが、題目からどんなお話をされるのかと興味津々なところがありました。山吉第一統括官様は、今までご経験されてきた税務調査の中からの体験談をお話しされました。

参加した部会員からは、山吉第一統括官様の話術にはまってしまい、あっという間の時間で、税務調査の厳しさや正しい税務申告の重要性を再認識したとても貴重な時間となったと感想が寄せられました。



講師の山吉法人一統括

初級簿記教室

- 令和5年6月26日(月)～8月8日(火) 9回講座
- 中小企業振興会館
- 講師／税理士 仙田浩人氏
公認会計士・税理士 浅岡篤史氏

6月26日(月)～8月8日(火)までの間に9回の講座で、「第42回初級簿記教室」を中小企業振興会館にて開講し、本年度は8名の受講者が参加しました。

この簿記教室は、昭和法人会が主催し、長年実施している社会貢献事業で、会員に限らず、新たに経理担当になられた方や簿記の基本を習得したい方を対象に毎年開講している伝統ある行事です。

本年は、税理士の仙田浩人氏と公認会計士・税理士の浅岡篤史氏のお二人に講師をお願いし、簿記3級のテキストを基に分かりやすく説明していただきました。

この研修の参加者は、日商簿記検定3級の合格を目指し、電卓とペンを片手に熱心に受講されていました。



講師の税理士 仙田浩人氏



講師の公認会計士・税理士 浅岡篤史氏

初任者税務研修会

- 令和5年6月12日(月)
- 中小企業振興会館
- 講師／社会保険労務士 目方敏広氏
昭和税務署 法人課税第七部門
上席国税調査官 齋藤涉氏
昭和税務署 法人課税第一部門
上席国税調査官 広瀬達大氏

6月12日(月)、中小企業振興会館にて、会社に入社された方や初めて経理事務を担当された方々等を対象に、源泉所得税及び各種社会保険に関する税務研修会を開催し、25名の方々が受講されました。

この研修会は、給与から天引きされる源泉所得税の仕組みや扶養家族の認定、源泉所得税と社会保険の限度額の違いなど、初任者などこれまで税に関する接点の少ない方々が受講されている研修会です。また、今回は、初任者が対象ではありましたが、消費税のインボイス制度に関する基本的な事柄についても研修項目としました。

講師は、社会保険労務士の目方敏広氏、昭和税務署の源泉所得税の担当官及び消費税の担当官にお願いしました。

参加者は、講師の説明にメモを取りながら熱心に勉強していました。



新設法人説明会

- 令和5年6月9日(金)
- 中小企業振興会館
- 講師／昭和税務署 法人課税第一部門
上席国税調査官 広瀬達大氏

6月9日(金)、昭和税務署と共催して新たに会社を設立(起業)された方を対象に、「新設法人説明会」を千種区の中小企業振興会館にて開催しました。

今回は、令和4年12月までに設立された新設法人にご案内を差し上げたところ、41社の参加があり、参加された方々は、「法人税」「消費税」「源泉所得税」「印紙税」など、各税目の入門編ではありますが、会社の運営に密接に関わることから、講師を務めた昭和税務署担当官の話に真剣に耳を傾けていました。

講義終了後には、講師に質問の列ができるなど税金に対する関心の高さが表れていました。

また、共催した当会も法人会に関する資料を提供したほか、法人会への入会の案内を行うなど、有意義な説明会となりました。



税務研修会「税制改正の実務ポイント」

- 令和5年6月22日(木)
- 昭和ビル9階大ホール
- 講師／税理士法人 名南経営
理事長・税理士 安藤教嗣氏
税理士 佐野公彦氏

6月22日(木)、千種法人会と共催の「令和5年度税制改正の実務ポイント」税務研修会を昭和ビル9階大ホールにて開催しました。

研修会では、令和5年度の税制改正のポイントを講師の税理士法人名南経営・安藤教嗣税理士及び佐野公彦税理士が、税理士法人名南経営作成のオリジナルテキストに基づき、分かりやすく解説しました。

当日は、60名の参加があり、当会からも24名が参加しました。

受講した参加者は、経理担当者等の税務関係の実務を担当されている方であり、各税法の改正点について身につけようと、真剣な眼差しで講義に集中していました。各税法は毎年改正されていますが、この研修が日常業務の一助となれば幸いです。



市内9法人会合同経済講演会

- 令和5年2月9日(木) 日本特殊陶業市民会館フォレストホール
- 講師／順天堂大学大学院教授 鈴木大地 氏
- 演題／『スポーツから学んだ人生のたからもの』

2月9日(木)、名古屋市市内9法人会合同の講演会を日本特殊陶業市民会館フォレストホールにて405名(内昭和法人会38名)の参加者を集め開催しました。

講師に順天堂大学大学院教授の鈴木大地氏をお迎えし、「スポーツから学んだ人生のたからもの」と題して講演いただきました。

講演の内容は、1988年ソウル五輪で金メダルを獲得した時のエピソードや鈴木氏が好きな深い友情という意味の言葉「カマラデリー」を感じた瞬間の話から始まり、引退後、指導者になってから挫折期間が財産となり生かされていることやハーバード大学の水泳部のゲストコーチであった頃の話など、多岐にわたる経験談をお話いただきました。

昨年、国際水泳殿堂入りを果たし、初代スポーツ庁長官時代に役人としてやりきれなかったスポーツの価値や効能を世の中に訴えて、スポーツで社会の課題を解決していきたいとも語っておられました。

参加者は、社会におけるスポーツの重要性を聞き、健康にはスポーツが必要であることを再認識するなど、とても役に立つお話だったとの声が上がりました。



講師の順天堂大学大学院教授 鈴木大地 氏

確定申告期の街広報活動

- 令和5年2月21日(火)・22日(水) 昭和税務署管内一円

青年部会では、2月21日(火)・22日(水)の2日間、昭和税務連絡協議会が主催している広報車による街宣活動を管内一円にわたり実施しました。

この広報活動は、所得税等の確定申告時期を迎え、申告期限の周知と早期提出、更には期限内納付を管内の納税者に呼び掛けるために実施しているものです。

担当した部会員は、緊張した面持ちで安全運転を肝に銘じ、それぞれの担当地域をいかに効率的に巡回するかを考慮しながら街広報活動を行いました。車載した拡声器から流れる大きな声が、期限内申告と期限内納付の一助になったものと思います。



街広報に出発する青年部会の面々

愛知ブロック連絡協議会講演会

- 令和5年2月21日(火) 東郷町商工会館
- 講師／NPO法人三方よし研究所専務理事 岩根順子 氏
- 演題／『近江商人に学ぶ…危機に克つ「三方よし」』

2月21日(火)、愛知ブロック連絡協議会の講演会を東郷町商工会館にて36名の参加者を集め開催しました。

講師にNPO法人三方よし研究所の専務理事、岩根順子氏をお迎えし、『～新型コロナ禍で生残りの鍵は、「信頼関係」と「信用維持」～近江商人に学ぶ…危機に克つ「三方よし」』と題してご講演いただきました。

講演の内容は、[売り手よし][買い手よし][世間よし]という【三方よし】の経営理念を実践していた近江商人の歴史から始まり、近江商人の生まれた理由や商いの仕方を紹介した後、「先義後利栄(せんぎこうりえい)」つまり、喜ばれることを先にしておけば、必ず利益はついてくるといふ近江商人の遺伝子をまちづくりを生かしたいとも語っておられました。

また、近江商人はSDGsの先駆者であり、SDGsの源流は「三方よし」であることもお話しされました。参加者は、岩根先生のソフトタッチのお話しぶりに聴き入り、近江商人の経営理念を少しでも今後の企業経営に生かしていきたいと感想を述べていました。



講師の「三方よし」 岩根順子 氏

税務署一般教養研修

- 令和5年4月20日(木)
- 講師／昭和法人会会長 伊藤敏宏 氏
- 演題／『令和時代の働き方と働きがいについて』

4月20日(木)、昭和税務署第一会議室において、当会会長の伊藤敏宏氏が講師となり、昭和税務署の一般教養研修にて講演を行いました。

昭和税務署から、外部団体の長である法人会会長の講演について依頼があり、当会会長が快諾し実施したものです。

「令和時代の働き方と働きがいについて」と題して、約90分の講演でしたが、現代の多様性の時代にどのような働き方をし、どのように働きがいを見つけていくかといった、今の社会に対応するために重要なことを会長自らの経験を織り込みながら話されていました。

税務署の職員に対するこのような講演は、法人会としては初めてのことで、聴講している職員も真剣な面持ちで聴き入っていましたし、聴講後、「とてもためになった、欠席している職員にも聴かせてやりたかった」といった感想を述べていました。



初の試み 伊藤会長の税務署講演

第12回支部合同狂言鑑賞会

- 令和5年8月26日(土) 名古屋能楽堂
- 出演者／和泉流 野村派 野村又三郎一門
- 演 目／お話「鑑賞の手引き」・
狂言「鈍太郎」・狂言「二人大名」

本年度で12回目となる恒例の「和泉流野村派野村又三郎一門」による狂言鑑賞会を、汐路・田光・津賀田・瑞穂ヶ丘・萩山・円上・北山・川名駒方の8支部が、合同で地域社会貢献事業として企画し、「名古屋能楽堂」にて開催されました。参加者は、主催支部をはじめ主催以外の支部の方や一般の方も多く、総勢219名が集まる盛況ぶりでした。



狂言「二人大名」公演の一場面

冒頭に主催支部を代表して汐路支部の鈴木支部長の開会の挨拶に続き、十四世野村又三郎氏から狂言の由来や本年の演目についてお話しいただきました。

狂言「鈍太郎」は、3年振りに帰京した鈍太郎が妻や馴染みの女性に帰国を信じてもらえず、悲観して出家・行脚を決意するという中世の夫婦の在り方を切り取った作品でした。また、狂言「二人大名」は、戦国時代の戦々恐々とした下剋上を扱っていますが、狂言ならではの笑いに仕立てた作品でした。いずれの作品も味わいのある狂言で、日本の伝統芸能を十二分に楽しむことができました。

この鑑賞会は、地域貢献活動として毎年開催していますが、毎年この開催を楽しみにされている方も多く、夏休み恒例行事となっています。

名古屋市内ブロック経営講演会のご案内

名古屋市内ブロック(瑞穂・昭和・天白)連絡協議会では、合同で経営講演会と税務研修会を開催します。

第一部の経営講演会には、講師に新しい資本主義会議の構成員でもあり、ダイヤ精機株式会社代表取締役の諏訪貴子氏をお迎えし、「町工場発! 女社長の経営改革と人財改革」と題して、社長になるまでのストーリー、ものづくりに対する思い、社員(仲間)に対する思いをご講演いただきます。

第二部の税務研修会では、昭和税務署法人課税第一部門統括国税調査官の山吉浩司氏をお迎えし、「あの日のこと」と題して、過去の経験や知識から税務に関するお話を分かりやすくご講演いただきます。

開催要領は、下記のとおりですが、市内ブロックの会員のみならず、他のブロックの会員や非会員の方々の受講も可能ですので、多くの方のご参加をお待ちしております。

- 開催日 10月11日(水) 14:00～16:00
- 会場 熱田神宮会館(熱田区神宮1-1-1)
名鉄神宮前駅徒歩3分。地下鉄伝馬町駅徒歩8分。
- 講師 ダイヤ精機株式会社代表取締役 諏訪貴子氏
- 演 題 「町工場発! 女社長の経営改革と人財改革」
- 参加費 無料
- 定 員 120名(先着順)
- 申込期限 9月29日(金)
- 申込方法 講演会案内チラシに記入の上、FAXするか、直接昭和法人会事務局までお申込みください。



「諏訪貴子氏講演会」のご案内

令和5年度 女性部会・社会貢献事業 「講演会と演奏会」のご案内

女性部会では、毎年恒例の社会貢献事業「講演会と演奏会（プレミアムコンサート）」を開催します。

第一部の講演会は、(株)ohanaFITNESS代表取締役の田中智香子氏をお招きし、これからの時代は、自分の健康は自分で守る時代であり、そのためにどのようにしたら良いかについて簡単な実技を含め、分かりやすくご講演いただきます。

第二部の演奏会は、毎年お願いしております演奏家でプロデューサーである甚目裕夫氏とソプラノ歌手の中江早希氏、スタークラシックスのメンバーをお迎えし、知っている曲、日本の名歌を歌っていただく楽しいプレミアムコンサートを開催いたします。

会員以外の方も参加できます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- 開催日時 10月24日(火) 13時30分から
- 開催場所 メルパルク名古屋 2階瑞雲の間(東区葵3-16-16)
- 出演者 第一部「講演会」
演目 「カラダの仕組みを学んで椅子に座ってカラダを動かしてみよう」
～肩こり・腰痛・姿勢改善～
講師 田中智香子氏
第二部「演奏会」プレミアムコンサート
演目 「音楽は時間に咲く花」～やっぱり知ってる曲はいい～
スタークラシックスの騎手達と皆さんで歌う日本の名歌
出演者 甚目裕夫氏、中江早希氏、スタークラシックス
- 申込方法 会報誌(9月号)に同封したチラシに記入の上、FAXするか、直接昭和法人会事務局までお申込みください(申込期限は、10月6日(金)です。)
- 定員 150名
- 参加費 無料



「講演会と演奏会」のご案内

昭和法人会 当面の行事予定

令和5年 9月～12月

9月21日(木) 15:30～	正副会長会 メルパルク名古屋	11月7日(火)	【県連】女連協情報交換会 名鉄グランドホテル
9月21日(木) 16:15～	常任理事会 兼 組織厚生委員会 福利厚生制度推進協議会 メルパルク名古屋	11月8日(水)	東海3県横断税務広報 終日 岐阜・名古屋・豊橋・静岡駅
9月27日(水) 17:00～	青年部会税務研修会 THE CONDER HOUSE	11月10日(金)	納税表彰式 熱田神宮会館
10月3日(火) 未定	【静岡県連】女連協情報交換会 グランディエールブケーカイ	11月10日(金)	【全法連】全国青年の集い(山形大会) 終日 やまざん県民ホール
10月11日(水) 14:00～	市内ブロック合同講演会 熱田神宮会館	11月10日(金)	瑞穂ヶ丘・田光支部合同/税務研修会&演奏会 17:30～ メルパルク名古屋
10月12日(木) 12:00～	【岐阜県連】女連協情報交換会 岐阜グランドホテル	11月12日(日)	「税を考える週間」街頭広報 10:00～ イオン八事周辺
10月12日(木) 14:00～	【県連】青連協情報交換会 名鉄グランドホテル	11月12日(日)	税に関する作品合同表彰式 10:30～ イオン八事
10月18日(水) 14:00～	【全法連】全国大会(群馬大会) 高崎芸術劇場	11月13日(月)	正副会長会 14:00～ メルパルク名古屋
10月22日(日) 終日	天白区区民まつり 天白公園	11月13日(月)	役員総集会 「税を考える週間」記念 税務署長講演会 メルパルク名古屋
10月24日(火) 13:30～	女性部会・社会貢献コンサート・講演会 メルパルク名古屋	11月20日(月)	年末調整等研修会 10:20～ 13:30～ 名古屋市公会堂
10月29日(日) 終日	昭和区区民まつり 鶴舞公園	12月6日(水)	【県連】運営研究会 14:30～ 名古屋東急ホテル
10月30日(月) 14:00～	大規模法人部会 合同講演会・研修会 熱田神宮会館	12月7日(木) 未定	【県連】税制講演会 名鉄グランドホテル

(ご注意) 今後、計画した行事を変更または中止する場合がありますのでご了承願います。

消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

4つのポイント

ポイント
1

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2割に軽減

詳しくは、**P21**

ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、**P22**

ポイント
3

すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、**P22**

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、**P23**

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント
1

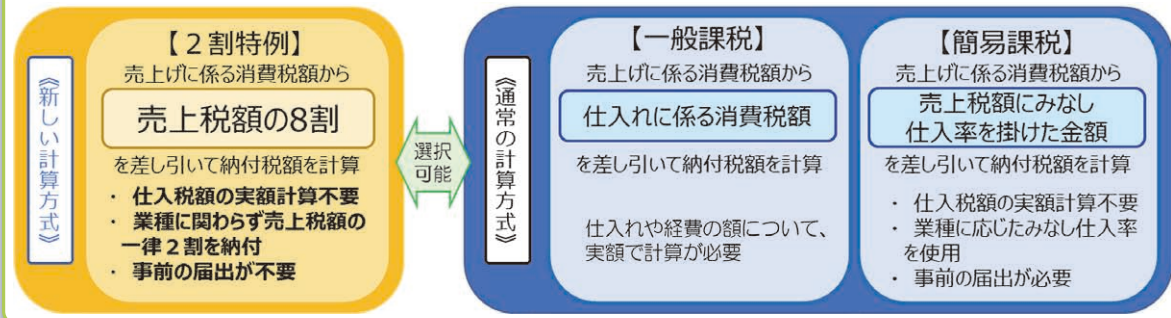
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。
この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても**2割特例を適用可能**適用にあたっては**事前の届出は不要**であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間は、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
➡ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

すべての事業者の方が対象！



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント
4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能**です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

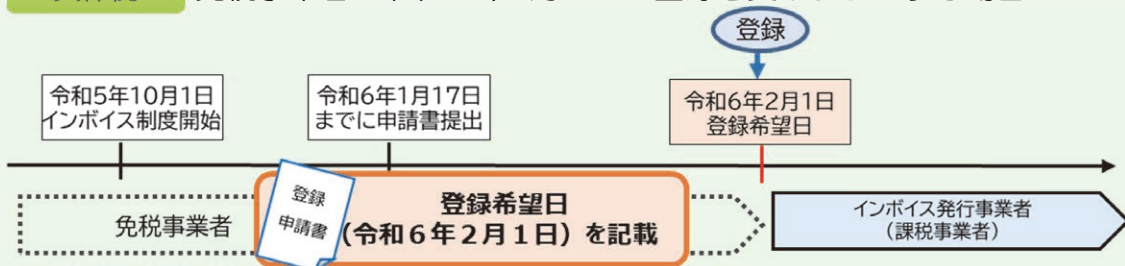
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、**申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載**しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



特設サイト



国 税 庁 【法人番号】7000012050002

令和5年度

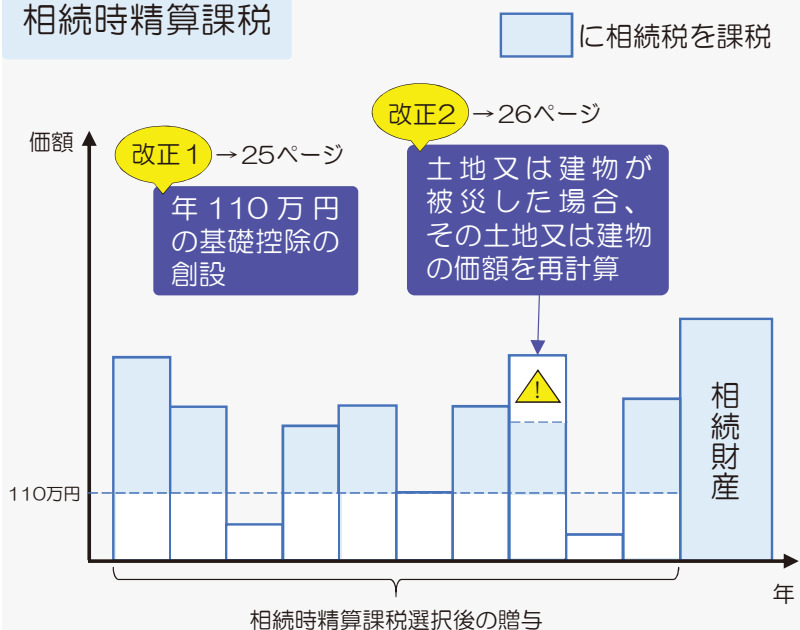
令和6年1月1日施行

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の内容は次のとおりです。

概要

相続時精算課税



贈与税

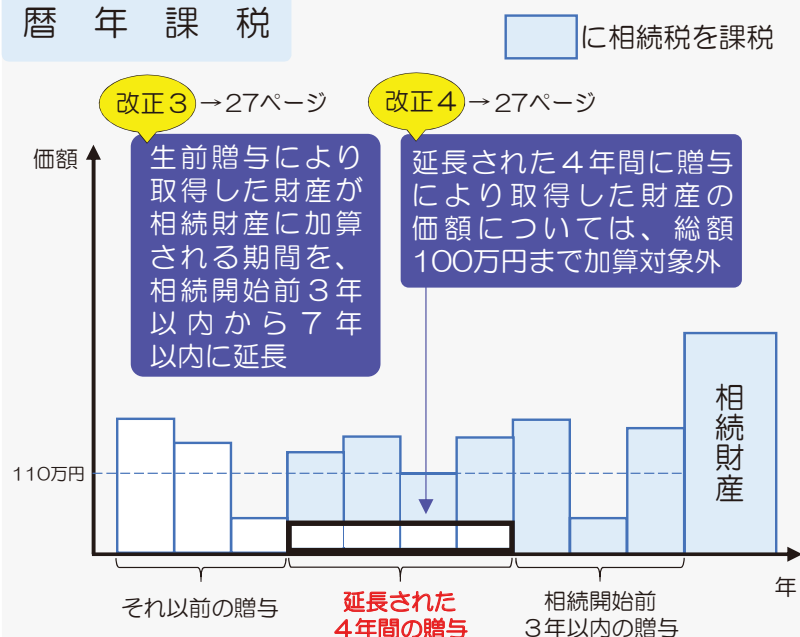
相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額(110万円(注))**を控除し、特別控除(最高2,500万円)の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

(注) 25ページの※3をご覧ください。

相続税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額(改正2の適用がある場合には、改正2の再計算後の価額)から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

暦年課税



贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。ただし、**延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。**

令和5年6月

相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

- ※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。
 なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。
- 2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。
- 3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。
- （注） 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

改正後のイメージ

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
 （法定相続人：配偶者1人、子2人）

【贈与時（贈与税）】		【相続時（相続税）】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円	基礎控除後の課税価格 3,190万円	相続財産 1,500万円	0円
3,190万円 ↳【改正後】 基礎控除：110万円	20%課税 → 納付税額 138万円 特別控除 2,500万円	4,690万円 < 4,800万円 （相続税の基礎控除） ↳【改正後】 基礎控除後の課税価格 3,190万円 → 納付税額0円 ・贈与時の納付税額 138万円は還付	
【参考】 暦年課税 の場合	納付税額：1,180万円 （特別税率による算出額）	納付税額：0円	1,180万円

相続時精算課税の改正に関するQ&A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
 なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問2 私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

答2 令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。

改正2

相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の創設

相続税

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、**令和6年1月1日以後**に災害（※1）によって**一定の被害**（※2）を受けた場合（その方がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限り。）には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額から、その**災害による被災価額を控除した残額**とすることができます。

※1 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

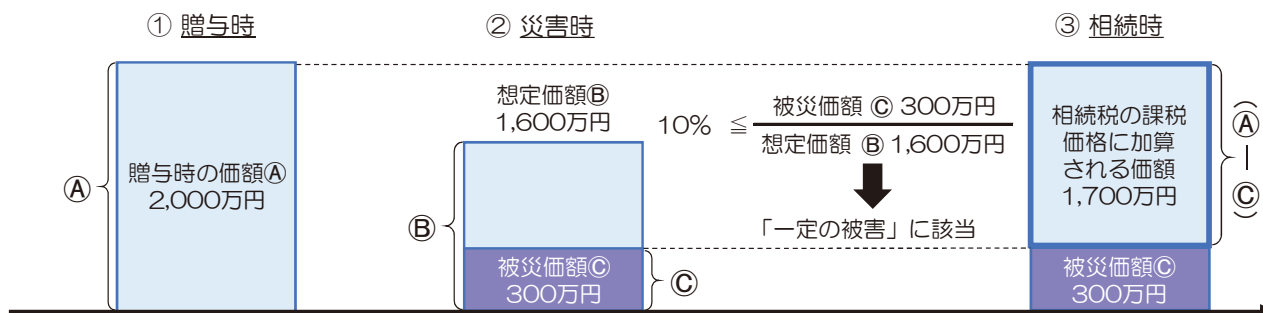
2 一定の被害とは、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額（注1）のうち、その土地又は建物の被災価額（注2）の占める割合が10%以上となる被害をいいます。

（注1） 想定価額とは、その建物の災害発生日における一定の算式により求めた価額をいいます。

（注2） 被災価額とは、被害額から保険金などにより補填される金額を差し引いた金額をいい、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額を限度とします。

特例の計算イメージ

（例）特定贈与者から贈与により取得した**建物**が被災した場合



特例に関するQ & A

問1 この特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税適用者が、この特例の適用を受けるためには、原則として、その災害発生日から3年を経過する日までに、災害による被害額や保険金などにより補填される金額などの事項を記載した申請書に「り災証明書」など一定の書類を添付して、その相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、相続時精算課税適用者が上記の承認を受けた後に、保険金の支払を受けたことなどにより被災価額に異動が生ずる場合には、遅滞なく、異動が生ずる事由等を記載した届出書等を所轄税務署長に提出しなければなりません。

問2 この特例と、災害に関する他の措置との関係について教えてください。

答2 相続時精算課税適用者が、被害を受けた土地又は建物について、災害減免法（※）により贈与税の軽減等の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、この特例は適用できません。災害減免法については、国税庁ホームページに情報を掲載しております。

※ 災害減免法とは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」をいいます。



⇒ 詳しくはこちら

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前**7年以内**（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**）を相続税の課税価格に加算することとされます。

加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

加算対象期間等の見直しに関するQ&A

問 夫は、令和10年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	① 令和5年4月1日	② 令和6年3月10日	③ 令和7年3月15日	④ 令和7年5月20日	⑤ 令和8年5月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

答 お尋ねの場合、相続開始日が令和10年4月1日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

〔相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産〕 〔相続開始前3年以内の贈与財産〕

長男：〔（②200万円＋③100万円）－100万円〕＋〔④100万円＋⑤200万円〕＝500万円

長女：〔（②150万円＋③300万円）－100万円〕＋〔④200万円＋⑤200万円〕＝750万円

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和5年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

- このパンフレットは、令和5年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、タックスアンサー（よくある税の質問）など、相続税や贈与税の情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。



国
税
庁
ホ
ム
ペ
ー
ジ

愛知県における法人事業税の税率について

日頃は、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
法人事業税の税率は、令和4年度税制改正により、次のとおりとなっています。

【税務課ホームページ】 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

1 法人事業税

(1) 外形標準課税対象法人（地方税法第72条の2第1項第1号イに該当する法人。）

区 分		税率 % (R7.1.31までに終了する事業年度)	
		R1.10.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.514	1.216
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.865	
	所得のうち年800万円を超える金額	1.216	
	3県以上に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	1.216	
付加価値割		1.2144	
資本割（清算中の法人にあっては、資本割は課されません。）		0.506	

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.514%⇒0.4%、0.865%⇒0.7%、1.216%⇒1.0%」となります。（上記表中の期間に限ります。）

(2) 所得金額課税法人（地方税法第72条の2第1項第1号ロに該当する法人。）

区 分 (注)				所得割の税率 % (R7.1.31までに終了する事業年度)					
				H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度			R1.10.1以後に開始する事業年度		
資本金の額 又は 出資金の額	分割 県数	年所得	年400万円 以下の金額	年400万円 を超え 800万円 以下の金額	年800万円 を超える金額	年400万円 以下の金額	年400万円 を超え 800万円 以下の金額	年800万円 を超える金額	
普通法人	1,000万円 未満	—	5,000万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288
			5,000万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00
	1,000万円 以上 1億円以下	3県 以上	5,000万円超	6.988			7.288		
			5,000万円以下	6.70			7.00		
		3県 未満	5,000万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288
			5,000万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00
特別法人	1,000万円 未満	—	5,000万円超	4.798		3.65	5.098		
			5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90	
	1,000万円 以上	3県 以上	5,000万円超	4.798			5.098		
			5,000万円以下	4.60			4.90		
		3県 未満	5,000万円超	3.55	4.798		3.65	5.098	
			5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90	

- (注) 1 資本金の額又は出資金の額及び分割県数の判定は、事業年度終了の日の現況によります。ただし、平成22年10月1日以後解散した法人の資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上かどうかの判定は解散の日の現況によります。
2 年所得の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\frac{\text{上記表中に記載された金額 (5,000万円)}}{12} \times \text{事業年度の月数}$$
（この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。）
3 法人課税信託の受託者及び外形標準課税対象ではないが資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に関する税率の適用については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

(3) 収入金額課税法人①（地方税法第72条の2第1項第2号に該当する法人。電気供給業（(4)に該当する法人を除く）や導管ガス供給業（※）を行う法人等。）※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

区 分 (注)	収入割の税率 % (R7.1.31までに終了する事業年度)			
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	H26.10.1から R1.9.30まで に開始する事業年度	0.90	R1.10.1以後 に開始する事業年度	1.00
上記以外の法人		0.939		1.039

- (注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。
2 収入金額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\frac{\text{上記表中に記載された金額 (4億円)}}{12} \times \text{事業年度の月数}$$
（この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。）

(4) 収入金額課税法人② (地方税法第72条の2第1項第3号に該当する法人。電気供給業を行う法人のうち、発電事業等、小売電気事業等、及び特定卸供給事業(*)を行う法人。) ※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

ア. 資本金1億円以下の法人・特別法人

イ. 資本金1億円を超える法人

区分(注) (注は2(3)収入金額課税法人①と同じ)	税率 % (R2.4.1以後に開始する事業年度で R7.1.31までに終了する事業年度)		税率 % (R2.4.1以後に開始する事業年度で R7.1.31までに終了する事業年度)		
	収入割	所得割	収入割	付加価値割	資本割
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	0.75	1.85	0.789	0.37	0.15
上記以外の法人	0.789				

(5) 収入金額課税法人③ (地方税法第72条の2第1項第4号に該当する法人。特定ガス供給業を行う法人。)

区分	税率 % (R4.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度)
収入割	0.519
付加価値割	0.77
資本割	0.32

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.519%⇒0.48%」となります。(上記表中の期間に限ります。)

2 特別法人事業税

課税標準	区分	税率 %	課税標準	区分	税率 %
		R2.4.1以後に開始する事業年度			R2.4.1以後に開始する事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税対象法人	260	基準法人 収入割額	1(3)に該当する法人	30
	特別法人	34.5		1(4)に該当する法人	40
	上記以外の法人	37		1(5)に該当する法人	62.5

※R1.9.30までに開始する事業年度に適用されていた「地方法人特別税」の税率については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

eLTAX (エルタックス) では、令和元年10月から法人県民税及び法人事業税の電子納税が地方税共通納税システムにより運用されています。

◆全ての地方団体へ電子納税できます

地方税共通納税システムにより、全ての地方団体に一括して電子納税ができるようになりました。また、既存の電子納税の方式に加え、「ダイレクト方式」を導入しました。

ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。これにより、税理士等の代理人による納税手続きが容易になりました。

◆一度の手続きで複数の地方団体に納税できます

納税者は、一度の手続きで複数の地方団体あての納税が可能となり、納税先ごとの納付書作成や、地方団体の指定・取納代理金融機関等に持ち込むといった事務負担から解放されます。

◆納税できる県税は

○法人県民税 ○法人事業税 ○特別法人事業税 ○地方法人特別税

問い合わせ先 愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課

〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22 ☎052-682-8923

法人市民税に関するお知らせ

名古屋市

令和4年4月1日(金)から、市内の主たる事務所等が所在する区に関わらず、法人市民税業務の窓口を栄市税事務所に集約しました。

法人市民税申告書等の提出や申告に際してのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課法人市民税係へお願いします。

※申告書等は、引き続き、各市税事務所または区役所・支所の税務窓口においても受け付けます。
(市税事務所出張所は令和5年3月末で廃止されました。)

法人税割の税率

法人の区分		平成31年4月1日以後に終了する事業年度分	
		令和元年9月30日以前に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		12.1%	8.4%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの(注)		
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの(注)	9.7%	6.0%
④人格のない社団等			

(注) 2以上の市町村において事務所等を有する法人は、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

※超過課税(地方税法で定められた標準税率を超える税率で課税するもの)について

名古屋市では、法人税割について超過課税を実施しています。この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

(超過課税による増収額: 令和5年度予算額118億円)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について

地域再生法第5条第15項の規定に基づき認定を受けた事業へ寄附した場合に適用できます。申告の際には、**特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書(第20号の5様式)**および地域再生法施行規則第14条第1項の規定によって交付される**当該寄附の額およびその受領日を証する書面(受領証)**の写しを添付してください。

均等割の税率（年額）

法人の区分		平成31年4月1日以後に 終了する事業年度分
資本金等の額(注1)	従業者数(注2)	
公益法人等、人格のない社団等		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

(注1) 上表の税率区分の基準となる資本金等の額は、無償増資、無償減資等による欠損填補の調整後の金額となります。また、調整後の資本金等の額が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合は、資本金および資本準備金の合算額または出資金の額が税率区分の基準となります。なお、無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※税率区分の基準（調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較）について

調整後の資本金等の額 \geq 資本金+資本準備金 \Rightarrow **調整後の資本金等の額**

調整後の資本金等の額 $<$ 資本金+資本準備金 \Rightarrow **資本金+資本準備金**

(注2) 従業者数とは、区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

通算法人の申告について

通算対象所得金額の生じた事業年度分の申告については、「控除対象通算対象所得調整額の控除明細書（第20号様式別表2の3）」とともに、法人税の「通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書（別表7の2）」の写しを添付してください。また、配賦欠損金控除額の生じた事業年度分の申告については、「控除対象配賦欠損調整額の控除明細書（第20号様式別表2の4）」とともに、法人税の「通算法人の欠損金の通算に関する明細書（別表7(2)付表1）」の写しを添付してください。

大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、対象の法人（事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）が提出する法人市民税の申告書及び申告書に添付すべき書類について、エルタックスによる提出が義務付けられています。

※ 市内に法人を設立した場合、事務所等・寮等を新設または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を、本店所在地、法人名称、事業年度、代表者等の変更が生じた場合は「法人の異動届出書」を提出してください（定款等の写し、登記事項証明書の写し、その他参考資料の添付をお願いします）。

なお、法人税におきましては、平成29年度から法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされましたが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、設立や異動等についてお届けいただくようお願いいたします。

※ 各種申告書・明細書等は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 平成31年3月31日以前に終了する事業年度分の税率は、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先 **名古屋市栄市税事務所法人課税課法人市民税係**
 〒461-8626 **名古屋市東区東桜一丁目13番3号**
(NHK名古屋放送センタービル8階) ☎052-959-3305

インターネットセミナーのご案内

会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード	
ID	hj1813
パスワード	9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶昭和法人会ホームページ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶IDとパスワードを入力



▶セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ①赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ②IDとパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③視聴したいセミナーを選択
- ④「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤セミナー視聴画面へ

▶インターネット・セミナー TOP 画面

▶セミナー視聴画面

編集後記

・広報委員長・ワイクリード(株)・吉田英晃

夏の暑さも少しずつ和らぎ、秋の気配も感じられる季節になりました。

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当会の広報委員会もメンバーを一部交替した後、最初の会報誌を発行できる運びとなりました。

今後も会員の皆様には有益な情報をお届けしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員からのひと言メッセージ】

・広報副委員長・ブラザー不動産(株)・神谷陽志

吉田委員長をフォローしながら、より良い会報誌をお届けしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

・広報委員・日本パーツ機器(株)・後藤秀臣

当会のホームページをタイムリーな情報源になるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

・広報委員・横井定(株)・横井直己

青年部会の代表として、分かりやすく役に立つ記事を作成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

・広報委員・(株)大栄商会・川村貴子

女性部会の代表として、会員拡大に役立つ内容の情報発信をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。
 この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円^(※1)。
 これからも会員企業とそのご家族の皆様へ安心をお届けしてまいります。

(※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※2)にご契約の方は、
保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
 ご契約したスーパーがん保険^(※3)を
 この機会に集団扱にすると^(※4)...

個別扱
 月払
4,780円

変更すると...
集団扱へ

保障はそのまま！

集団扱
 月払
4,480円
 月々300円割安！

年間では**3,600円**もお得！

集団扱への
 変更は
 早い方がお得！

お手続きは簡単です！

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。
 (※3)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約
 (※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

2022年12月現在

今すぐ、右記まで
 お問い合わせください！

Aflac アフラック 愛知総合支社
 〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル
0120-876-505

がんばる企業のベストパートナー
愛知県中小企業共済

選べる「2種類」のがん共済 × ニーズに合わせて「最大4口」まで

がん総合共済

がん医療共済

- 傷害共済
- 生命傷害共済
- 経営者医療共済
- 従業員医療共済
- 従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済



中小企業共済

愛知県中小企業共済協同組合

0120-00-9967

フリーコール (受付時間)平日9:00~17:00

資料請求はこちら ▶ <https://www.ack-kyosai.or.jp>

QRコードから
 ご覧頂けます



「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。

本 部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階

愛知県中小企業共済



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。



※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + **一時金型**
総合型V + **Mタイプ**

Premium

大同生命の
無配当入院一時金保険

大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

名古屋南支社/
名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋支店/
名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル2F)
TEL 052-685-6194

- ◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05

